

令和8年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業プロポーザルに関し、下記のとおり回答します。

令和8年9月16日

No.	項 目	内 容
1	被招聘者との連絡方法について	<ご質問> ・被招聘者との連絡は直接ではなく、すべて台湾観光レップを通じて行う認識でよろしいでしょうか。
		<回答> ・受託事業者決定後の基本的な連絡については、台湾観光レップを通じて行っていただきます。食事制限の有無や視察候補施設に関する確認などにつきましても、まずはレップを通じて調整いただければと存じます。 - 一方、航空券の手配や旅行保険の加入に伴い、個人情報の提供・確認が必要となる場合には、レップと協議のうえ、必要に応じて招聘者本人と直接やり取りいただくなど、円滑な方法でご対応いただければ幸いです。
2	台湾観光レップについて	<ご質問> ・台湾観光レップはどちらの業者でしょうか。また、同レップとの連絡は日本語で対応可能でしょうか。
		<回答> ・令和8年度の台湾観光レップの事業者は「魔力貝蒂有限公司」になります。日本語でのやり取りが可能です。
3	商談会に参加する県内事業者募集について	<ご質問> ・県内事業者の募集にあたり、過去に貴県が実施した観光セミナーの参加事業者や、コンテンツ造成事業に関わった事業者のリスト等をご共有いただくことは可能でしょうか。また、関係自治体の観光課や観光協会等から、台湾からの誘客に積極的な事業者に関する情報をご提供いただくことは可能でしょうか。
		<回答> ・過去の観光セミナー参加事業者やコンテンツ造成事業に関わった事業者の情報については、個人情報等に配慮のうえ、可能な範囲で共有させていただきます。 - また、関係自治体とのネットワークを活用し、インバウンド誘客に積極的な事業者に関する情報提供についても可能な範囲で協力いたします。
4	交流会の開催について	<ご質問> ・仕様書(2)商談会の開催の10項目目に「商談会および交流会の実施」とありますが、商談会の後に交流会を実施する認識でよろしいでしょうか。実施の場合、地元事業者の飲食費は本事業費に含む必要がありますでしょうか。
		<回答> ・「商談会および交流会の実施」について、交流会開催は必須

		事項ではなく、受託事業者による任意提案とします。また、実施する場合は商談会終了後の開催となります。その場合、地元事業者の交流会参加は任意とし、飲食費等は参加者負担を基本とするため、本事業費に含める必要はありません。台湾側参加者に係る飲食費については、本事業費に計上して下さい。
5	商談会の通訳について	<ご質問> ・商談会の通訳は招へい旅行会社1社につき1名の配置となっていますが、台湾から同行の通訳の方を商談会での通訳の1名として含ませていただくことは可能でしょうか また、通訳は上記の交流会にも8名の配置が必要でしょうか。 <回答> ・台湾から同行する通訳は、全体進行や各種調整業務への対応を想定しており、商談会の通訳として配置することはできません。また、交流会については必須実施ではなく、受託事業者による任意提案としますが、通訳の拘束時間は原則として商談会終了までとし、交流会への通訳配置は求めません。
6	台湾域内での移動手配について	<ご質問> ・仕様書(1)台湾旅行会社の招へいで、「台北市および高雄から小松空港までの往復航空券」の手配とありますが、台北地域の招へい者の市内から空港までの移動費および前泊費用等は原則として、各招へい者の自己負担（事業費対象外）とし、雑費165,000円は台湾南部からの参加者対応等に充当する認識でよろしいでしょうか。 <回答> ・台北地域の招へい者については、市内から空港までの移動費および前泊費用等は各招へい者の自己負担とします。また、台湾南部からの参加者についても原則として自己負担としますが、招へいにあたり特別な事情がある場合には、雑費として計上している経費を活用した対応を可能とします。詳細は県との協議により決定します。
7	商談会の開催について	<ご質問> ・繁体字中国語通訳については、支障がないことを前提に、本体制スタッフ（台湾出身者）を通訳としてアサインすることは可能でしょうか。もしくは、すべて外部通訳者など制約はありますでしょうか。 <回答> ・繁体字中国語通訳については、事業運営に支障がないことを前提に、受託事業者のスタッフを通訳として配置することが可能です。外部通訳者の活用を必須とするものではありません。なお、台湾観光レップも同行する予定であるため、司会進行については適切に役割分担のうえ対応してください。

以上